

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

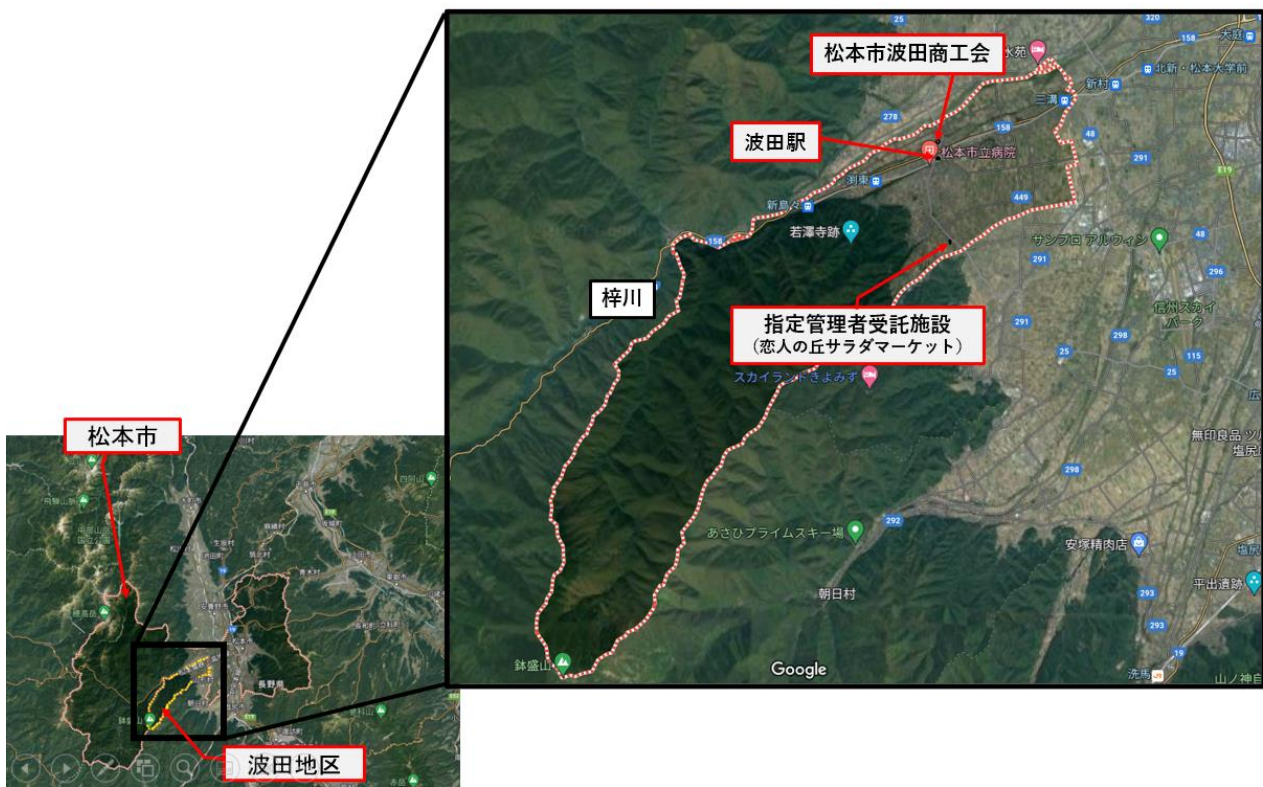
当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生情報は、松本市が策定した松本市ハザードマップ（令和3年5月更新版）、及び J-SHIS（防災科学技術研究所）が発行する地震ハザードステーションから取得し、それにより状況分析を行う。

当商工会地区は、平成22年に松本市と合併されるまで「波田町」として存在していた。なお、当商工会の管轄並びに本計画は、旧波田町地域を対象とする。

(1) 災害発生リスク

①波田地区の場所

【松本市全体との位置関係】



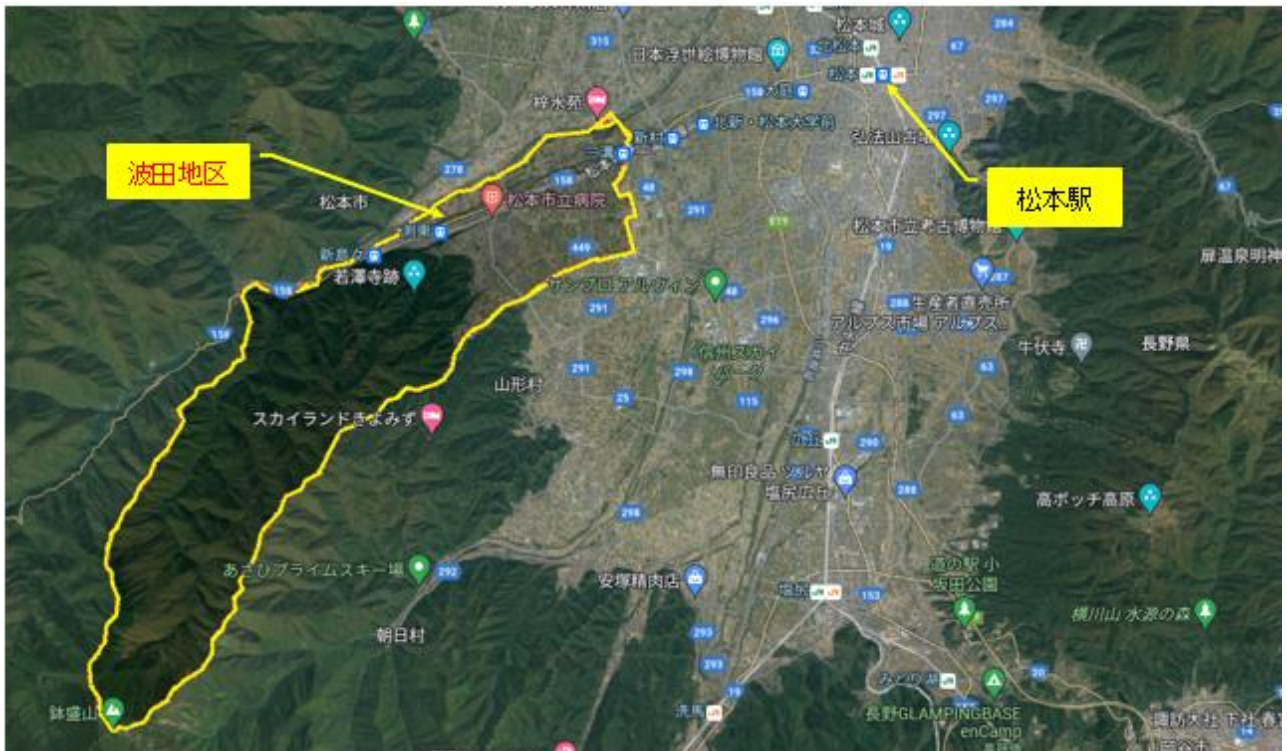
【波田地区の概要】

波田地区は、松本市の中心市街地から西部に位置し、北アルプスの雪解け水が流れる梓川流域南側に広がる平坦地、飛騨山脈より分かれた山岳地帯と、これに連なる山麓平地から成り立っている。

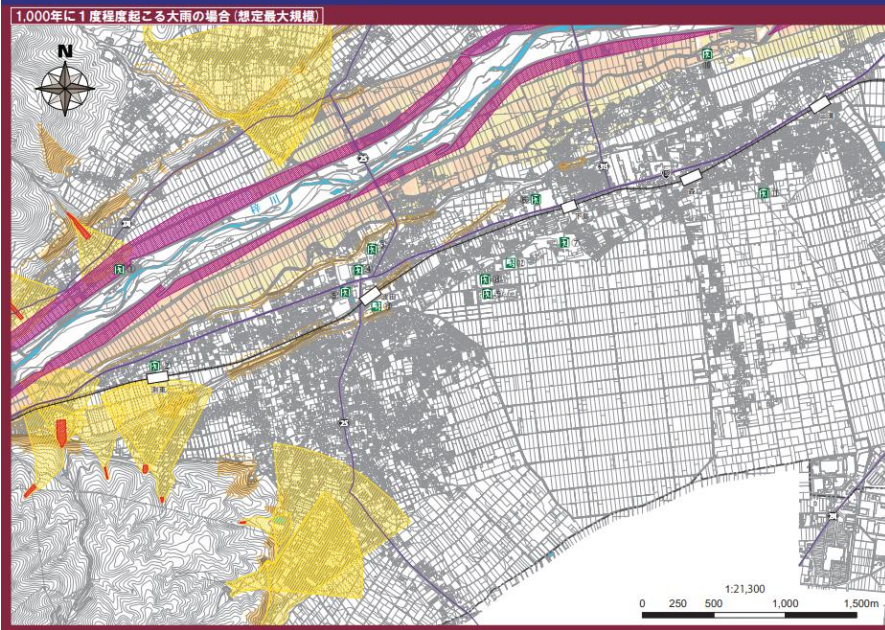
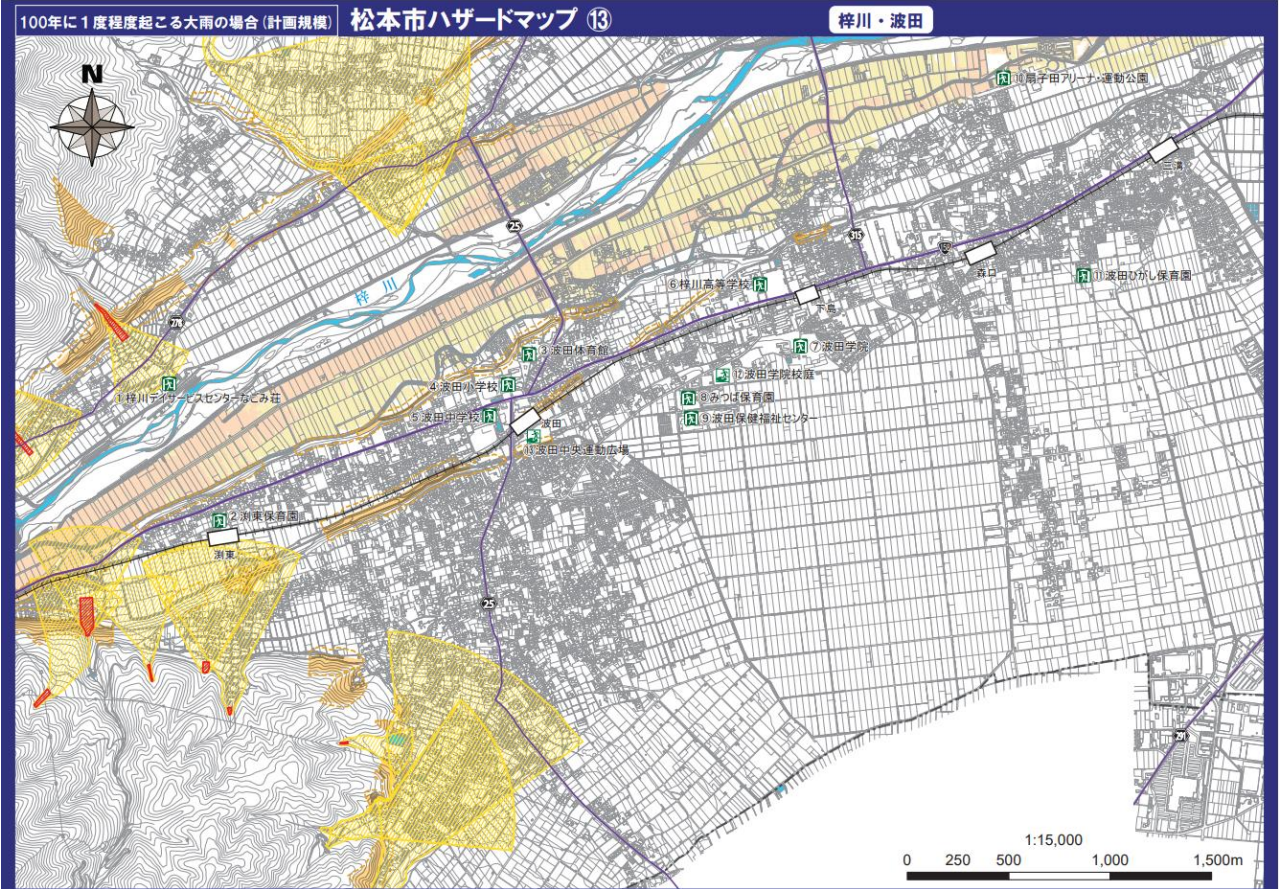
総面積は、59.42平方キロメートルで、東西13キロメートル、南北15キロメートルにわたり、山林地帯は2,466メートルの鉢盛山を主峰として、北東平地に対して麓を形成している。

この山麓に開けた平地は、梓川によって造られた4つの河岸段丘に区分され、標高900メートルから600メートル台にかけて北東に緩傾斜をなしている。

## ②松本平の俯瞰図と波田地区の位置関係



### ③土砂災害・洪水ハザードマップ



市は、計画規模の洪水(上図)を前提とした避難体制を基本としますが、降雨の状況により、想定最大規模の洪水(左図)に対する避難体制に移行する場合がありますので、ハザードマップ上に記載している情報などに十分留意してください。

**凡例**

**洪水浸水想定区域(浸水深)**

新しい浸水想定 (奈良井川、田川、津川、安島沢川、牛伏川、藤川、三間沢川、小曾新川、梓川)	従来の浸水想定 (大門沢川、西大門沢川、湯川、和島川、塩沢河)
10.0m以上	5.0m以上
5.0~10.0未満	2.0~5.0未満
3.0~5.0未満	1.0~2.0未満
0.5~3.0未満	0.5~1.0未満
~0.5未満	~0.5未満

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

**土砂災害警戒区域**

急傾斜地 警戒区域 特別警戒区域  
土石流 警戒区域 特別警戒区域  
地すべり 警戒区域

**指定避難所** (地図上の番号と一致)  
**指定緊急避難場所** (地図上の番号と一致)

高速道路 国道 県道  
鉄道(JR) 鉄道(私鉄) 河川・水域  
活断層(位置確定) 活断層(位置不確定)  
活断層(伏在部) 推定活断層 機曲変形

指定避難所・指定緊急避難場所一覧

○: 避難可 ×: 避難不可 - : 状況に応じて開設

指定避難所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする異常な現象の種類 洪水(100年に1度) 洪水(1000年に1度) 土砂災害	指定緊急避難場所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする異常な現象の種類 洪水(100年に1度) 洪水(1000年に1度) 土砂災害
1 梓川アイサービスセンターなごみ荘	梓川上野379-1	○ × ○	11 波田学院校舎	波田4417	○ ○ ○
2 湖東保育園	波田4178	○ ○ ○	12 波田中央運動広場	波田4417-178	○ ○ ○
3 波田体育館	波田10098-1	○ ○ ○			
4 波田小学校	波田10286-1	○ ○ ○			
5 波田中学校	波田10145-1	○ ○ ○			
6 梓川高等学校	波田10000-1	○ ○ ○			
7 波田学院	波田4417	○ ○ ○			
8 みつば保育園	波田6861	○ ○ ○			
9 波田保健福祉センター	波田6908-1	○ ○ ○			
10 関子子田アリーナ・運動公園	波田230-1	× ○ ×			
11 波田ひがし保育園	波田8128-1	○ ○ ○			

※本市の「指定避難所」は、「指定緊急避難場所」も兼ねています。

### 【洪水：ハザードマップ】

当地区は主に梓川沿いに位置しているが、当市のハザードマップによると梓川沿川部のほぼ全域で浸水が想定されており、一部の地域では0.5～3.0メートル未満の浸水（ハザードマップ上、薄桃色箇所）が想定されている。

### 【土砂災害：ハザードマップ】

当市ハザードマップ上では、梓川流域に沿う位置に急傾斜地警戒区域（黄色破線箇所）が確認できる。

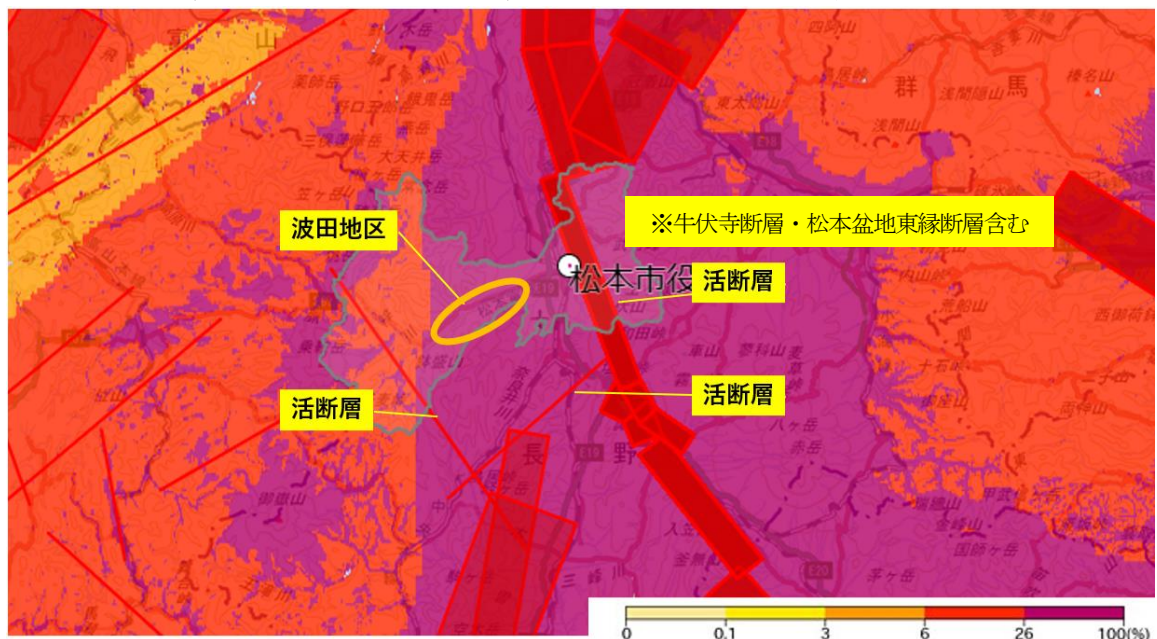
また、管轄地域西部では梓川を南北に挟むように山岳地域が分布しており、その地域から梓川に向かって広がるように土石流警戒区域（黄色実線箇所）が分布している。

## ④地震ハザードマップ

### 【波田地区の位置と活断層分布】



### 【波田地区の震度予測…今後30年 震度5強以上の揺れに見舞われる確率の分布図】



当地区は東西を「境峠・神谷断層帯」と「糸魚川・静岡構造線断層」に挟まれるように位置しており、今後30年間の地震発生確率分布からすると、当地区市街地のほぼ全域にわたり26%超の確立で、震度5強以上の地震に見舞われる見込みである。

### ⑤感染症

新型インフルエンザは、10～40年の周期で出現し、世界的なパンデミックを引き起こしている。

また、新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を有しておらず、全国的かつ急速に蔓延した。当地区においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を及ぼした。

商工会が果たす地域へのサービス機能を維持するためにも、感染症に備えた事業計画を策定し、平時から準備を行う必要がある。

## (2) 商工業者の状況

- ①商工業者数 340人
- ②小規模事業者数 292人

【商工業者の業種別内訳】 (出典 長野県商工会の概要データ編 令和5年4月1日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービス 業	その他	合 計
管轄内事業 総数	100	33	10	39	51	78	29	340
内 小規模事業 者数	69	33	10	37	36	78	29	292
立地状況	地区内広域に分散							

## (3) これまでの取組

### ①松本市の取組

#### ●松本市地域防災計画の策定（令和5年3月見直し修正 松本市防災会議）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の第42条の規定に基づき、近年の社会構造の変化を踏まえ、市・県・関係機関並びに市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、松本市防災会議が作成。

「震災対策」「風水害対策」及び「火山災害対策」等により構成されている。

#### ●松本市国土強靱化地域計画の策定（令和4年3月見直し修正）

国土強靱化法（令和5年法律第59号）の第13条の規定に基づき、大規模災害等に対する脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため策定。

災害時の被害を最小化する「減災」を防災の基本方針とし、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、かつ経済的な被害ができるだけ少なくなるよう防災対策を

図っている。

- 防災施設・設備の整備
- 防災体制の充実
- 市民の防災意識の高揚を図るとともに、各地区の防災会の育成強化 等

### ●松本市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年3月）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）、感染症法（平成10年法律第114号）の規定に基づき、感染症等の発生に備え態勢を整備するため策定。

## ②商工会の取組

- 商工会危機管理マニュアルの策定
- 小規模事業者に関するBCP計画の周知及び策定支援
- 小規模事業者に対する災害リスクの啓発啓蒙及び損害保険加入の見直し相談会の開催
- 小規模事業者に対する感染症相談窓口の開設
- 避難所前駐車場の防犯カメラの設置
- 避難所開設時のための災害対応型自動販売機の設置
- 避難所開設時のための駐車場照明のLED化による光量・照明範囲の拡大
- 防災備品の備蓄
- 波田地区まちづくり協議会への参画
- ボランティア作業による観光施設・公共施設等の復旧

### 【会員ボランティアによる復旧作業】



平成25年度  
自然災害により欠落した  
波多城址・若卓寺跡の山道整備  
(長野県地域発元気づくり支援金活用)



令和2年度自然災害により倒木した  
波田中学校の白樺植栽



令和5年度事業継続力強化計画  
策定事業研修会

## 【災害発生時の商工会周辺マップ】



## 2. 課題

- ①緊急時の対応についてノウハウを持った人材がいない。
- ②緊急時の取組が漠然としており、災害発生時に何をすべきかわかりにくい。
- ③波田地区自主防災組織やまちづくり協議会との連携の重要性が認識されておらず、具体的な体制づくりやマニュアルが整備されていない。
- ④緊急時、商工会館周辺は避難場所が設置され非常に煩雑化するため、一般的な商工会間等の協力体制が機能しにくい。

## 3. 目標

- ①地区内の小規模事業者に対し、災害や感染症発生時のリスクについて啓発し、事前対策の必要性について認識の向上を図る。
- ②地区内の小規模事業者のBCP計画等の策定を支援し、事業継続力強化申請を促す。
- ③災害発生時の連絡を円滑に行うため、当商工会と当市との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ④災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、また、当地区内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 4. 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年1月1日～令和10年3月31日)

### 5. 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と松本市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

令和5年9月に策定、令和5年11月に一部見直しした当商工会「危機管理マニュアル(Ver.2)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に、混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### ①小規模事業者に対する災害・感染症発生リスクの周知

- ハザードマップ等を活用しながら、下記の方法により小規模事業者の立地場所の自然災害等のリスクの周知と、その影響を軽減するための取組や対策事例等について説明する。
  - 外部講師の招聘によるセミナーの開催
  - 地区別懇談会に合わせた説明会の開催
  - 巡回・窓口相談時に合わせた個別説明
- 当商工会の会報並びにホームページで本計画を公表するとともに、行政機関の施策、事業者BCP計画への取組事例等を紹介する。
- 地区の小規模事業者に対し、事業所の実態に即した事業者BCP計画の策定支援並びに事業継続力強化申請を支援する。
- いつどこで発生するかわからない新型のウイルス感染症等に関しては、常に最新の情報を入手することを心掛け、ホームページへの掲載や事務局だよりのFAX通信により、地区の小規模事業者に情報発信する。
- 新型ウイルス感染症等に関しては、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等について周知するとともに、各種支援策についても的確に情報発信する。

#### ②商工会自身の事業継続計画の作成

- 当商工会は、令和5年9月に事業継続計画を策定し、危機管理マニュアルも作成済  
また、令和5年11月に危機管理マニュアルを一部見直し済(別添)

#### ③事業者BCP策定に向けた関係団体等との連携

- 連携協定を結ぶ損害保険会社や生命保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした、セミナーの開催や被災等のリスクを軽減する保険商品の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介を実施する。
- 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。



#### ④フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認
- 事業者BCP計画の修正・見直し支援
- 当商工会経営発達支援計画事業推進委員会の開催時に、本事業についても併せて検証し、事業状況の確認や改善点について、当市・中小企業診断士・商工連を交え多角的に協議する。

#### ⑤当該計画に関する訓練の実施

- 自然災害（震度5強の地震）が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認等を行い、訓練は必要に応じ実施する。

### (2) 発災後の対策

自然災害等による発災時は、避難所開設場所である体育館・小学校に隣接し、中央保育園とも隣接する当商工会において人命救助が第一である。

そのうえで下記の手順により、地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

#### ①応急対策の実施可否の確認

- 発災後1時間以内に、予め決めてある安否確認システムにより、役職員並びにその家族の安否確認を行う。
- 業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会として集約し、当市・商工連と共有する。
- 感染症の国内発生後には、職員の体調確認を行い、商工会館の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- 感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出した場合は、当市における感染症対策本部の設置に基づき、当商工会による感染症対策を行う。

#### ②応急対策の方針決定

- 当商工会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- 職員が被災し応急対策ができない場合に備え、役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

#### 【被害規模の目安の想定】

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	○地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」・「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。 ※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。
被害がある	○地区内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」・「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	○目立った被害の情報がない。

- 本計画により、当商工会と当市は以下の間隔で被害状況を共有する。

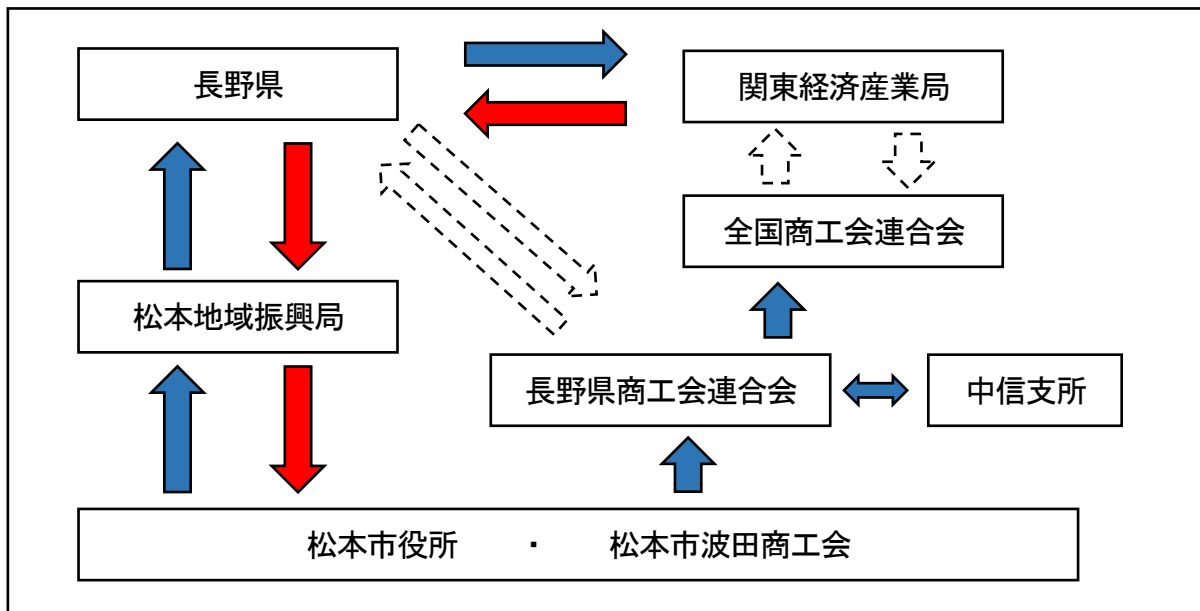
発生後～数日間	1日に最低1回共有する
数日後～1か月後	1日に最低1回共有する
1か月後	2日に1回共有する

- 当市で取りまとめた「松本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と情報を発信するとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害発生時に、地区内の中小企業者並びに小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被害地域での活動の可否について決定する。
- ③当商工会と当市において、被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法について予め確認しておく。
- ④当商工会と当市が共有した情報を、当商工会から長野県商工会連合会に報告し、当市から長野県松本地域振興局商工観光課へ報告する。  
※急を要する場合、県担当課又は関東経済産業局が直接、情報収集を行うことがあることに留意する。
- ⑤感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当商工会と当市が共有した情報を、当商工会から長野県商工会連合会に報告し、当市から長野県松本地域振興局商工観光課へ報告する。

#### 【指示命令系統・連絡ルート】



#### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ①当商工会は、相談窓口の開設方法について当市と相談する。  
ただし、国の依頼を受け商工連から指示がある場合は、特別相談窓口を開設する。
- ②安全性が確認された場所でのみ、相談窓口を設置する。
- ③地区内の中小企業者並びに小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国・県並びに市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知し、利活用を支援する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### (5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ①県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を商工連に相談する。

(別表 2)

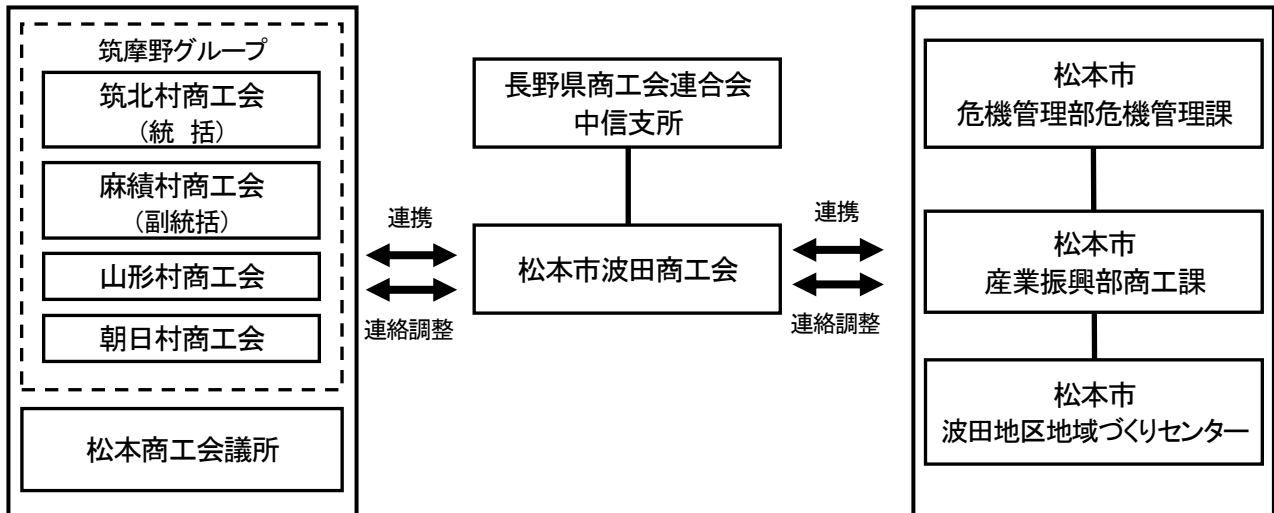
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年12月現在)

1. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	所属	連絡先	備考
古畑里美	松本市波田商工会	0263-92-2246	
中斎洋一	筑北村商工会	0263-66-2444	統括経営指導員
塚原亜希子	麻績村商工会	0263-67-2146	副統括経営指導員
清澤義郎	山形村商工会	0263-98-2200	
宮本浩幸	朝日村商工会	0263-99-2551	

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - 本計画の具体的な取組の企画や実行
  - 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(1年に1回以上)

### 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

#### (1) 商工会／商工会議所

松本市波田商工会

〒390-1401 長野県松本市波田 10098  
TEL 0263-92-2246 FAX 0263-92-5999

筑北村商工会

〒399-7601 長野県東筑摩郡筑北村坂北 2191-1  
TEL 0263-66-2444 FAX 0263-66-3116

麻績村商工会

〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村麻 3835-7  
TEL 0263-67-2146 FAX 0263-67-4581

山形村商工会

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村 2025-8  
TEL 0263-98-2200 FAX 0263-98-4004

朝日村商工会

〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村古見 1300-5  
TEL 0263-99-2551 FAX 0263-99-3573

松本商工会議所

〒390-8503 長野県松本市中央 1-23-1  
TEL 0263-32-5355 FAX 0263-32-1482

#### (2) 関係市町村

松本市産業振興部商工課

〒390-8620 長野県松本市丸の内 3-7  
TEL 0263-34-3110 FAX 0263-34-3008

松本市危機管理部危機管理課

〒390-8620 長野県松本市丸の内 3-7  
TEL 0263-33-9119 FAX 0263-33-1011

松本市住民自治局 波田地区地域づくりセンター

〒390-1401 長野県松本市波田 4417-1  
TEL 0263-92-3001 FAX 0263-92-7111

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位:千円)

年度 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	170	250	250	250	250
○専門家派遣費	50	50	50	50	50
○セミナー開催費	50	50	50	50	50
○広報費	20	50	50	50	50
○防災・感染症対策費	50	100	100	100	100

2. 調達方法

会費収入・県補助金・市補助金・事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>○三井住友海上あいおい生命保険株式会社 代表取締役 加治資朗 甲信越営業部松本支社 〒390-0815 長野県松本市深志 1-2-11 TEL 0263-32-2835</p> <p>○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 新納啓介 長野支店地域戦略室 〒390-0813 長野県松本市埋橋 1-1-7 TEL 0263-33-0186</p> <p>○中小企業診断士 滝澤恵一 〒386-0025 長野県上田市天神 3-7-5 TEL 0268-22-3380</p> <p>○中小企業診断士 内田英明 〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 4097-1 TEL 090-4061-5582</p>
連携して実施する事業の内容
<p>○小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。</p> <p>○自然災害や感染症の発生によるリスク及びその影響を軽減させるための取組や対応策についての周知・説明を行う。</p> <p>○小規模事業者に対し企業実態に即したBCP計画の策定支援や、事業継続力強化計画の申請支援等を行う。</p> <p>○セミナーの講師派遣や講師を務める。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>○各種保険（生命保険・損害保険）の見直し</p> <p>○被災からの復旧に必要な費用の算定</p> <p>○事業継続のための運転資金の算定と捻出方法の検討</p> <p>○BCP計画策定セミナーの開催と個別支援</p> <p>○事業再構築のためのセミナーの開催と個別支援</p>
連携体制図等
<pre>graph TD; A["松本市波田商工会 事務局長 (法定経営指導員)"] &lt;--&gt; B["あいおいニッセイ同和損害保険会社 三井住友海上あいおい生命保険会社"]; C["外部講師 (中小企業診断士) 松本市波田商工会経営指導員"] &lt;--&gt; D["担当支社職員"]; A &lt;--&gt; 連携  B; C &lt;--&gt; 連絡調整  D; C --&gt; E["小規模事業者"]; D --&gt; F["BCP 計画等の策定支援 損害保険の加入促進"]; C --&gt; G["事業再構築等の支援"];</pre>